



(公印省略)
神地活第 1036 号-6
令和 7 年 12 月 24 日

特定非営利活動法人朋友会
理事長 武井 優也 様

神戸市長 久 元 喜 造

事業報告書等の未提出に係る市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出する義務が定められています（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 29 条、神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年 3 月条例第 20 号）第 12 条）。

貴法人においては、令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日、令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日及び令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日に係る事業報告書等が期限内に提出されず、督促書を送付した後も提出されていません。

つきましては、別添の『神戸市における「NPO法の運用方針」』により、下記のとおり自主的に市民への説明を実施されるとともに、説明内容を記載した書面を本市まで送付いただくようお願いいたします。

また、本要請文及び本市に送付いただいた書面は、市民間の情報共有及び所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本市ホームページ上に掲載することを申し添えます。

なお、この要請文書の送付と行き違いで該当の事業報告書等をご提出済みの場合は、悪しからずご了承ください。

記

1 説明をお願いする内容

「事業報告書等の未提出理由」及び「今後の提出の予定」

2 説明の方法

(1) 説明の実施方法

市民への説明は、特定非営利活動法人が自主的に実施されるべきものですので、実施方法は貴法人にお任せいたします（参考までに実施方法例を以下に記載します）が、本市にご送付いただく説明内容を記載した文書を、本市ホームページに掲載することで代替することも可能です。

<方法例>

- ・ 貴法人の事務所に、誰でも閲覧できる状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページに説明文書を掲載する。

(2) 説明実施の期限

令和8年1月23日（金）

(3) 本市への書面の送付期限

令和8年1月30日（金）（必着）

3 参考

- (1) 特定非営利活動促進法の規定により、3年以上にわたって事業報告書等の提出をされていない特定非営利活動法人については、設立の認証の取消しを行うことになります。
- (2) 設立の認証が取り消された法人の役員（理事及び監事）は、認証取消しから2年間、他の特定非営利活動法人の役員になることができません。

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1（神戸市役所1号館23階）

神戸市地域協働局地域活性課（NPO法人担当）

TEL 078-322-6837

FAX 078-322-6133